

競売開始決定の通知が届き、誰かに相談したい と思ったら、まずは**いずみアクト**にご**連絡**を！

競売はいつ実行されるのか？ いつまでに何をしたら競売を止められるのか？ 不動産の話なのに弁護士はいったい何をしてくれるのか？ 金融機関はなんで競売なんてことをしたのか？ それらの理由が知りたい「所有者」の方へ

競売時に、損をしないで売却又は返済できる

3つの秘訣とは？

◎秘訣その1

「競売は怖くない」

裁判所から競売の手紙が届いたとき、ローン会社は最後の手段を取ってきたと感じる方も少なくありません。そのため、解決する方法も時間もないと思い、投げやりな気持ちに陥ってしまいます。しかし、実際には、対応策はある程度存在し、それに対応できる時間もあります。重要なことは自分たちに何が出来るのかを知ることです。そうすれば、裁判所もローン会社も怖くありません。

◎秘訣その2

「無駄な払いは少なく」

返済が一定期間なされないことで、競売となっています。となると、兎にも角にもお金を返すことが最重要課題です。その返済のためにお金が必要になってしまいうでは本末転倒であることを理解してください。例外は一つだけあります。それは、返済を諦めたときです。

◎秘訣その3

「可能な方向性を知る」

返済しないとき、最後の支払いとして破産申立費用を弁護士に払う場合があります。それ以外は、余分な費用な極力払わないようにすべきです。

競売で物件を売却する際の方法は単純な一般の売却と違ってケースバイケースとなります。そのため各個別の状況を踏まえて対応する必要があります。

借入先と返済状況、返済能力を示す資産やお仕事の状態、さらに競売対象となる不動産の状態を把握して、初めてどのような対策が有効か無効かが見えてきます。この判断を早めに行い、売却や相談する相手方などの方向性を見つけることが、重要となってきます。

「この3つが、所有者が損をせずに返済を続けながら競売に対処する秘訣」

でも、具体的に
どうすればいいの？
と思われたなら・・・

「いずみアクトにお任せください」



弊社は、横浜市区にある地域密着型の競売を専門とする不動産会社です。3つの秘訣を盛り込んだ作業工程で、多くの不安が改善され、将来の対策を立てることができます。

まずは、説明だけ聞きたい方でも大丈夫です。お気軽にお問い合わせください！

弊社に依頼すると今なら、3つの**特典**がついてくる！

1. 成約時※お引越し物件仲介手数料無料（最大30万円まで）
2. インスペクション調査（築年数により調査しない場合あり）
3. 残置物の格安撤去（食品等対応出来ない場合あり）

※返済額と売却金額によりお祝い金はお渡しできない場合がございます。

◎お問い合わせ 今すぐお電話を！

TEL 045-443-9882

（土日・祝日を除く、午前10時～午後6時まで受付）

（チラシを見た！とご連絡ください。）

メールでお問い合わせは → info@izumiact.co.jp

